

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

令和3年6月9日付け内閣府事務連絡「身分証や資格試験のために提出を求める写真のサイズ等の見直しについて」等に基づき、県民負担の軽減を図るため、毒物劇物取扱者試験受験願書に添える写真の大きさを変更する。

2 改正の要旨

- (1) 毒物劇物取扱者試験の受験願書に添える写真の大きさをパスポートサイズ（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）に変更する。
- (2) その他所要の改正を行う。

3 施行日

公布日から施行する。

4 経過措置

なし。